

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う 金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の概要

改正対象

以下の 33 本の内閣府令の一部を改正する。

- 1 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）
- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
- 3 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和 47 年大蔵省令第 26 号）
- 4 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号）
- 5 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 62 号）
- 6 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号）
- 7 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号）
- 8 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 36 号）
- 9 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 78 号）
- 10 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
- 11 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 54 号）
- 12 証券金融会社に関する内閣府令（昭和 30 年大蔵省令第 45 号）
- 13 無尽業法施行細則（昭和 6 年大蔵省令第 23 号）
- 14 銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）
- 15 長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）
- 16 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）
- 17 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号）
- 18 貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）
- 19 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 9 号）
- 20 保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）
- 21 信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号）
- 22 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 35 号）
- 23 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令第 68 号）
- 24 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令第 69 号）
- 25 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令第 10 号）
- 26 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）

- 27 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成 12 年総理府令第 130 号）
- 28 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成 12 年総理府令第 131 号）
- 29 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年内閣府令第 13 号）
- 30 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令第 21 号）
- 31 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 53 号）
- 32 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 79 号）
- 33 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 43 号）

改正内容

1 . 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

1 . 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関係

(1) 取得勧誘類似行為として、会社法第 199 条第 1 項に基づく自己株式の処分等を追加する（第 9 条）。

(2) 「有価証券の私募」及び売付け勧誘等のうち「有価証券の売出し」に該当しないもの（いわゆる「有価証券の私売出し」）の要件における「当該有価証券と同一種類の有価証券」に該当する事項を定める規定を整備する（第 10 条の 2 ）。

(3) 取得勧誘及び売付け勧誘等において、適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合（「適格機関投資家私募」及び「適格機関投資家私売出し」）に該当するための要件に該当するための有価証券の譲渡に関する制限を付す方式として、次の ~ のいずれかの要件に該当することを規定する（第 11 条、第 13 条の 4 ）。

当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下「転売制限」という。）が記載され、当該有価証券の取得者に交付されること。

当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面に、転売制限が付されている旨の記載がされていること。

社債等振替法の規定により、加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

(4) 取得勧誘及び売付け勧誘等において、少人数向け勧誘に該当する場合（「少人数私募」及び「少人数私売出し」）の有価証券の譲渡に関する制限を付す方式及びこれに準ずる要件として、以下の ~ のいずれかの要件に該当することを規定する（第 13 条、第 13 条の 7 ）。

次のいずれかに該当すること。

イ 当該有価証券に当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下、「一括譲渡制限」という。）

が記載され、当該有価証券権の取得者に交付されること。

ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面に、一括転売制限が付されている旨の記載がされていること。

社債等振替法の規定により、加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置がとられていること。

次のいずれにも該当すること。

イ 当該有価証券の枚数又は単位の総数が 50 未満であること。

ロ 当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

(5) 有価証券の売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘として以下を規定する (第 13 条の 2)。

法第 67 条の 19 に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供

認可金融商品取引業協会その他金融商品取引業等を会員とする協会その他の団体に対して、当該協会又はその他の団体の規則に基づき行われる当該有価証券に関する情報の提供

2 . 信用格付の範囲

信用格付の範囲を以下のように規定する (第 24 条)。

(1) 金融商品又は法人に類するものとして、法人でない団体、事業者である個人、法人又は個人の集合体及び信託財産を規定する。

(2) 記号又は数字に類するものとして、順序を示す簡易な文章又は文字を規定する。

(3) 主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級を規定する。

3 . 信用格付業から除かれる行為

行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして、以下のように規定する (第 25 条)。

(1) 格付関係者その他の者の要求に基づき信用格付を付与し、かつ、当該信用格付を当該格付関係者その他の者に対してのみ提供する行為

(2) 法人 (中小企業者であって、監査証明を受けなければならない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。) の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為

2 . 企業内容等の開示に関する内閣府令、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

1 . 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関係

(1) 届出を要する有価証券の売出しに該当するものとして、売出しに係る有価証券の売価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前 1 月以内に売付け勧誘等が行われた同

種の既発行証券の売出価額の総額を合計した金額が 1 億円以上となる場合の売出しを追加する（開示府令第 2 条、外国債等開示府令第 1 条の 2、特定有価証券開示府令第 2 条）。

(2) 届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘として、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が外国証券売出しとして行われる場合を規定する（開示府令第 1 条の 4、外国債等開示府令第 1 条の 3 の 2、特定有価証券開示府令第 3 条の 2 ）。

(3) 既に開示されている有価証券の売出しに係る有価証券通知書の提出は不要とするが、当該有価証券の売出しを次に定める者が行う場合には有価証券通知書の提出を義務づける（開示府令第 4 条、外国債等開示府令第 2 条、特定有価証券開示府令第 5 条）。

当該有価証券の所有者である発行者

当該有価証券（株券、新株予約権証券等に限る。）の所有者であって、当該有価証券の発行者の子会社又は主要株主、役員又は発起人、子会社の役員又は発起人等である者

有価証券を他の者に取得させることを目的として 又は の者から有価証券を取得した金融商品取引業者等

有価証券の売出しに係る引受人（法第 2 条第 6 項第 1 号に掲げる行為を行う者を除く。）である金融商品取引業者等

(4) 少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出しに該当しないものとして、売出しに係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前 1 月以内に同種の既発行証券の売出価額の総額を合計した金額が 1 億円以上となる場合の売出しを追加する（開示府令第 9 条の 2 ）。

(5) 目論見書の作成を要しない有価証券の売出しとして、以下を規定する（開示府令第 11 条の 2 等）。

株券、新株予約権証券等以外の有価証券の売出し

株券、新株予約権証券等の有価証券の売出しであって次に該当しないもの

イ 当該有価証券の所有者である発行者

ロ 当該有価証券（株券、新株予約権証券等に限る。）の所有者であって、当該有価証券の発行者の子会社又は主要株主、役員又は発起人、子会社の役員又は発起人等である者

ハ 有価証券を他の者に取得させることを目的として 又は の者から有価証券を取得した金融商品取引業者等

ニ 有価証券の売出しに係る引受人（法第 2 条第 6 項第 1 号に掲げる行為を行う者を除く。）である金融商品取引業者等

(6) 適格機関投資家向け勧誘等及び少人数向け勧誘等における告知が不要となる場合として、当該勧誘等に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該勧誘を行う日以前 1 月以内に行われた同一の種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が 1 億円未満であることを規定する（開示府令第 14 条の 14・第 14 条の 15、外国債等開示府令第 11 条の

13・11 条の 14、特定有価証券開示府令第 19 条・第 20 条)。

2. 発行登録制度の見直し関係

- (1) 発行登録制度を利用することができる要件(利用適格要件)としてのいわゆる周知性要件のうち、企業が発行する社債券に指定格付機関による A 格相当以上の格付の取得を求める要件(以下「格付要件」という。)を撤廃し、これに代わる要件として、発行登録制度を利用する企業が、
- 過去 5 年間に於いて、発行開示を行った募集又は売出しに係る社債券等の券面総額が 100 億円以上であること
- 指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該株券について、外国金融商品市場における基準時時価総額が千億円以上であること
- を規定する(開示府令第 9 条の 4 等、特定有価証券開示府令第 11 条の 3、外国債等開示府令第 6 条の 3)。
- (2) 発行登録制度を利用することができる有価証券に、資産流動化法上の特定目的会社や外国の特定目的会社が発行する特定社債券及び優先出資証券等並びに外国特定目的会社が発行するこれらに類する有価証券を追加する(特定有価証券開示府令第 1 条及び第 11 条の 2 等、第 5 号の 3 の 2 様式及び第 15 号の 2 様式等)。
- (3) 発行登録におけるプログラム・アマウント方式(発行登録書に発行残高の上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額が増額する方式)に対応するため、規定及び発行登録書等の様式を整備する(開示府令第 14 条の 5、第 11 号様式等、特定有価証券開示府令第 18 条の 3、第 15 号様式等、外国債等開示府令第 11 条の 5、第 6 号様式等)。

3. 目論見書制度の見直し関係

- (1) 投資信託受益証券の交付目論見書の記載内容を投資判断に極めて重要な投資情報に限定し、大幅に簡素化することとし、投資信託受益証券の交付目論見書の様式を新設する(特定有価証券開示府令第 25 号様式・第 25 号の 2 様式)。
- (2) 交付目論見書の見直しに伴い、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と概ね同様の内容とするとともに、有価証券届出書の様式の整備を行う(特定有価証券開示府令第 15 条、第 15 条の 2、第 16 条、第 16 条の 2 及び第 4 号様式等)。
- (3) すべての有価証券に係る目論見書について、目論見書を電子交付により交付することについての投資者の同意を得る方法として、書面及び電磁的方法に電話その他の方法を追加する(開示府令第 23 条の 2 及び第 23 条の 3、特定有価証券開示府令第 32 条の 2 及び第 32 条の 3、外国債等開示府令第 18 条の 2 及び第 18 条の 3)。

4. その他

- (1) 開示規制の適用が除外される信託の受益権として、金融商品取引業者等が通貨関連デリバティブ取引に係る金銭その他の保証金を金銭信託により管理する場合における当該信託の受益権を規定する（特定有価証券開示府令第 1 条の 4 ）。
- (2) 金融庁長官による訂正届出書等の提出命令に応じて提出する訂正届出書等の提出先を金融庁長官とする規定の整備を行う（開示府令第 20 条、外国債開示府令第 5 条、特定有価証券開示府令第 10 条等）。

3 . 特定証券情報の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正

- (1) 題名を「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」とする。
- (2) 外国証券情報の内容として、有価証券の区分に応じ、「発行者情報」（国債の場合は発行国の「財政の概要」等、株券・社債券の場合は発行会社の「事業の内容」、「経理の概要」等）及び「証券情報」（有価証券の内容等）を規定する（第 12 条、別表）。
- (3) 外国証券情報の提供又は公表を要しない場合として、次のいずれかに該当することを規定する（第 13 条）。
 - 当該外国証券売出しの発行者が、他の有価証券について有価証券報告書を提出しており、かつ、当該有価証券の証券情報を提供又は公表する場合
 - 当該有価証券が外国国債、外国地方債、又は外国特殊法人債（保証があるものに限る。）であって、当該有価証券の売買に係る業務が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われていることを認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより確認できる場合
- (4) 外国証券売出しが行われた後において、外国証券情報を提供又は公表しなければならない場合である「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」として、当該有価証券の発行者等の合併等、発行者等の破産手続等の開始決定等が行われた場合等を規定する（第 15 条）。
- (5) 外国証券売出しが行われた後における外国証券情報の提供又は公表をしなくても投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合として、当該有価証券に対して開示が行われている場合等を規定する（第 16 条）。
- (6) 外国証券情報の提供又は公表の方法として、外国証券情報受領者に対する当該有価証券に係る外国証券情報を記載した書面の交付、電子メール等の送信、ホームページアドレスの提供及びこれを閲覧する方法の提供等を規定する（第 17 条）。

4 . 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正

金融庁長官による訂正届出書等の提出命令に応じて提出する訂正届出書等の提出先を金融庁長官とする規定の整備を行う。

5 . 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

1 . 信用格付業者に対する規制の導入

(1) 信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制が満たすべき要件として、以下を規定する (第 306 条)

信用格付の付与の過程に関与する者が、連続して、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とした信用格付の付与に関与する場合、以下のいずれかの措置が講じられていること

・主任格付アナリストが五年間継続して関与した場合、その後二年間当該事項を対象とする信用格付の付与の過程に関与しないための措置

・最終的な意思決定を合議体で行う場合、当該合議体の三分の一以上の構成員について当該事項を対象とする信用格付の付与の過程に関与しないための措置

業務の適正性を確保するための体制整備

法令等遵守を確保するための措置

信用格付の付与に係る過程の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置

利益相反を防止するための措置

信用格付の付与の過程に関与する者が、手数料交渉に参加することを防止するための措置

情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置

苦情処理のための措置

格付方針等に従い、信用格付業の業務を遂行するための措置

監督委員会の設置に関する措置 等

(2) 信用格付業者に対する禁止行為として、以下を規定する (第 312 条)

信用評価を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付を提供すること又は閲覧に供することを格付関係者との間で約束する行為

格付担当者が、格付関係者から金銭又は物品の交付を受け、その交付を要求し、又はその交付の申込みを承諾する行為 等

(3) 格付方針等に係る規定として、以下を定めることとする (第 313 条)

信用格付の付与に係る方針及び方法 (「 格付付与方針等 」) が満たすべき要件として、以下を規定する。

・厳格かつ体系的なものであること

・収集した格付対象者に係る全ての情報資料を総合して判断するものであること

・格付対象となる事項の区分及びその細目に応じて、評価の前提及び評価の結果を示す等級を定める基準、格付付与方針等の概要

・信用格付の提供又は閲覧に供する行為を行う前に、主要な情報に関し、格付関係者が事実誤認の有無について確認することが可能となるための方針及び方法

・格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合の方針及び方法

信用格付の提供又は閲覧に供する行為に係る方針及び方法(「格付提供方針等」)が満たすべき要件として、以下を規定する。

- ・信用格付の提供又は閲覧に供する行為が、遅滞なく、かつ、広く一般に対して行われること
- ・信用格付を提供又は閲覧に供する場合に公表すべき事項
- ・撤回に関する情報提供が遅滞なく行われること
- ・信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関により保証されたと誤解されるおそれがある表示を行わないこと

(4) 信用格付業者の説明書類に記載する業務の状況に関する事項として、信用格付業者の概況及び組織に関する事項、売上高、金融商品又は法人の信用状態の変化に関する統計その他の情報、格付の履歴に関する情報(付与した日から一年以上経過したものに限る。) 関連業務及びその他業務の状況、格付アナリストの総数、一般的な手数料体系等を含む業務の状況、業務管理体制の整備の状況、格付方針等の概要、信用格付業者の関係法人及び子法人の状況等を規定する(第318条)。

(5) 信用格付業者に対する監督規定等の整備

金融庁長官は、業務改善命令、業務停止命令、登録取消、報告の徴取及び検査の権限を行使する場合には、個別の信用格付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする(第325条)。

(6) 無登録業者による格付を利用した勧誘

投資者保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付として、資産証券化商品の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付等を規定する(第116条の2)。

信用格付業者の登録の意義その他の事項として、以下を規定する(第116条の3)。

- ・信用格付を付与した者に関する事項
- ・信用格付を付与するために用いられた方針及び方法の概要
- ・信用格付の前提、意義及び限界 等

2. 金融ADR制度の導入

(1) 金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置・紛争解決措置

指定紛争解決機関が存在しない場合に金融商品取引業者等が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置として、以下のものを定めることとする(第115条の2)。

苦情処理措置

業務を公正・的確に遂行するに足る業務運営体制・社内規則を整備し、これらを公表すること。

又は、

以下のいずれかにより、金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

- ・ 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行う苦情の解決
 - ・ 国民生活センター又は消費生活センターのあっせん
 - ・ 他の業法上の指定紛争解決機関が実施する苦情を処理する手続 等
- 紛争解決措置

以下のいずれかにより、金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

- ・ 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん
- ・ 弁護士会の仲裁センターにおけるあっせん又は仲裁手続
- ・ 国民生活センター又は消費生活センターのあっせん又は合意による解決
- ・ 金融商品取引業等業務の種別に応じた指定紛争解決機関又は他の業法上の指定紛争解決機関が実施する紛争の解決を図る手続 等

(2) 損失補てんの例外である事故の確認を要しない場合

損失補てんの例外である事故の確認を要しない場合として、指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合を追加する(第 119 条、第 277 条)

(3) その他

契約締結前交付書面、事業報告書及び説明書類の記載事項について、指定紛争解決機関が存在する場合には当該機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合には各事業者が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置の内容を追加する。また、登録申請書の記載事項に指定紛争解決機関が存在する場合には当該機関の商号又は名称を、業務の内容及び方法に指定紛争解決機関が存在しない場合の各事業者が講じる苦情処理措置・紛争解決措置の内容を追加する(第 7 条、第 8 条、第 44 条、第 45 条、第 82 条、第 174 条、別紙様式第 1 号、第 9 号、第 12 号、第 16 号)。(契約締結前交付書面の記載事項に追加する部分については 1 年の経過措置を設ける。)

3. 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し

(1) アマからプロへの申出をした特定投資家以外の顧客である法人及び個人が同意を行う書面の記載事項に、「いつでもアマに戻る」旨を規定(第 59 条、第 64 条)。

(2) アマからプロへ移行した法人及び個人が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の 1 か月前以降とする旨を規定(第 60 条、第 64 条の 2)。

4. 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関(銀行等)・適格機関投資家(有価証券残高 10 億円以上の法人等)・資本金 10 億以上の株式会社等を相手方とする取引を規定(第 137 条の 2)。

5. 有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入

個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、対象資産ごとに下記の証拠金(対

想定元本)の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止(第117条)

- ・個別株 20%以上 (=レバレッジ5倍以下)
- ・株価指数 10%以上 (= " 10倍以下)
- ・債券 2%以上 (= " 50倍以下)

6. その他

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し及び目論見書制度の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

6. 金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに伴い、認可申請に係る以下の規定を整備する。

金融商品取引所の兼業業務及び子会社保有に係る認可申請書類について、「その他参考となるべき事項を記載した書類」を追加するとともに、子会社保有に係る認可について、予備審査を求めるところを可能とする(第9条の2、第9条の3、第10条、第10条の2)

金融商品取引所持株会社の子会社保有に係る認可申請書類について、「金融商品取引所持株会社が行う子会社(当該認可に係る子会社となる会社を含む。)の経営管理に係る体制を記載した書類」、「その他参考となるべき事項を記載した書類」を追加する(第61条)

7. 銀行法施行規則の一部改正

1. 金融ADR制度の導入

(1) 銀行業務に関する苦情処理措置・紛争解決措置

指定紛争解決機関が存在しない場合に銀行が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置として、以下のものを定めることとする(第13条の8)

苦情処理措置

業務を公正・的確に遂行するに足る業務運営体制・社内規則を整備し、これらを公表すること。

又は、

以下のいずれかにより、銀行業務関連苦情の処理を図ること。

- ・金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行う苦情の解決
- ・国民生活センター又は消費生活センターのあっせん
- ・他の業法上の指定紛争解決機関が実施する苦情を処理する手続 等

紛争解決措置

以下のいずれかにより、銀行業務関連紛争の解決を図ること。

- ・金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあっせん
- ・弁護士会の仲裁センターにおけるあっせん又は仲裁手続
- ・国民生活センター又は消費生活センターのあっせん又は合意による解決
- ・他の業法上の指定紛争解決機関が実施する紛争の解決を図る手続 等

(2) 紛争解決機関の指定申請手続

銀行に対する意見聴取等

銀行に対する意見聴取は、以下に定めるところにより、説明会を開催することとする(第 34 条の 66)。

- ・説明会の開催日時・場所は、すべての銀行の参集の便を考慮すること。
- ・申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日の 2 週間前までに、説明会の開催日時・場所、異議の有無等を記載した意見書の提出等を記載した書面及び業務規程を送付すること。

指定の申請

指定申請書は、業務規程等の送付日から 3 か月以内に提出しなければならないこととする(第 34 条の 67)。

(3) 指定紛争解決機関の業務

手続実施基本契約の内容

手続実施基本契約の内容として、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該銀行に対して、その義務の履行を勧告できることとする(第 34 条の 70)。

紛争解決委員

以下に掲げる者が紛争解決委員になることを可能とする(第 34 条の 74)。

- ・弁護士・法律学に関する教授等に通算 5 年以上従事した者
- ・消費生活専門相談員等として消費生活相談に 5 年以上従事した者
- ・公認会計士・経済学に関する教授等に通算して 5 年以上従事した者
- ・苦情処理業務を行う法人において顧客保護の業務に通算 10 年以上従事した者等

(4) その他

預金者等に対する情報提供、社内規則等の内容及び契約締結前交付書面の記載事項について、指定紛争解決機関が存在する場合には当該機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合には銀行が講じなければならない苦情処理措置・紛争解決措置の内容を追加する(第 13 条の 3、第 13 条の 7、第 14 条の 11 の 27、第 34 条の 49、第 34 条の 53 の 12)。(法律の公布から 1 年半以内の施行。契約締結前交付書面の記載事項に追加する部分については 1 年の経過措置を設ける。)

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し

金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 58 号)の施行に伴い、特定投資家から一般投資家への移行手続きの見直し等、所要の規定の整備を行う。

8. 証券金融会社に関する内閣府令、無尽業法施行細則、長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則、貸金業法施行規則、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令、保険業法施行規

則、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 2 号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正

金融 A D R 制度の導入等について、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。

9 . 証券取引等監視委員会の職員が検査及び反則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則、資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令、特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則、内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則、金融商品取引業協会等に関する内閣府令、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。